ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト　JAのはじめて共済

はじめて共済　検索

https://shiryo.ja-kyosai.or.jp

本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。

https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp

JA共済アプリとは?

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。
Webマイページにワンタッチで!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合はご利用いただけません。

https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト

みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。
いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。
この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。
専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!

https://service.ja-kyosai.or.jp

JAグループの共栄火災は、農業者のみなさまを応援しています。

JAグループ 共栄火災

共栄火災　農業　検索

https://www.kyoeikasai.co.jp/corp/agri/index.html

JA共済の健康・介護ほっとライン

無料　利用時間 24時間・365日

看護師・介護支援専門員（ケアマネジャー）・医師（精神科・心療内科を除く）・栄養士による電話相談サービス
※医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

シアワセイチバン　コンサルタント
0120-481-536

●ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
●共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）
電話番号：0120-536-093
受付時間：9:00～18:00（月～金曜日）　9:00～17:00（土曜日）
※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。
※損害保険・国のセーフティーネットに関するお問い合わせについては、ご対応できません。

JA共済ホームページアドレス **https://www.ja-kyosai.or.jp**

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

年　月　日

23481250030

農業者のみなさまへ

農業を取り巻くリスクに対応する保障のご案内


ご自身が万一の場合


ご自身の就農不能


農作業中のケガ


農業用施設の損壊

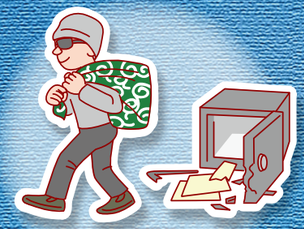
現金盗難

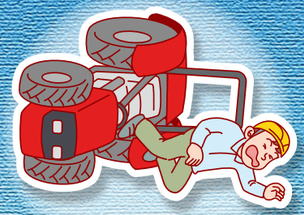
自動車事故


第三者への賠償


出荷した農産物の回収


経営者が万一の場合


従業員の退職


労務管理



休業


顧客情報漏洩


貸倒れ

JA共済



いつまでも安心して農業を続けていただくために…
農業を取り巻くリスクに対応する保障をご案内します。

気になるリスクをチェック☑し、対応する保障をご確認ください。

ひとを取り巻くリスク



☐ **ご自身が万一の場合**
ご自身が万一のときのご家族の生活資金などへの備えに ▶ **終身共済** P3



☐ **ご自身の就農不能**
病気やケガにより就農不能となったときの収入の減少などへの備えに ▶ **生活障害共済（働くわたしのささエール）** P4



☐ **農作業中のケガ**
農作業中・農機具使用中のケガによる入院費用や通院費用などへの備えに ▶ **農作業中傷害共済 特定農機具傷害共済** P5
病気やケガによる入院費用などへの備えに ▶ **医療共済（メディフル）** P6

いえを取り巻くリスク



☐ **農業用施設の損壊**
農業用施設の火災や自然災害による損壊などへの備えに ▶ **建物更生共済（むてきプラス）** 建物 特定建築物 P7



☐ **現金盗難**
現金や預貯金証書の盗難などへの備えに ▶ **建物更生共済（むてきプラス）** 家財 営業用什器備品 P9

くるまを取り巻くリスク

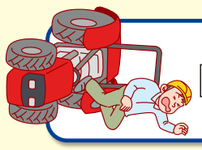

☐ **自動車事故**
農業用の自動車の事故による賠償やケガ、修理などへの備えに ▶ **自動車共済** P11

農業経営を取り巻くリスク



☐ **第三者への賠償**
業務遂行・施設の管理などに起因する賠償への備えに ▶ **農業者賠償責任共済（ファーマスト）** P19



☐ **出荷した農産物の回収**
異物混入や残留農薬による農産物の回収費用などへの備えに ▶ **農業者賠償責任共済（ファーマスト）** P19



☐ **経営者が万一の場合**
経営者が万一のときの事業継続・承継資金などへの備えに ▶ **定期生命共済〈トップマン［経営者タイプ］〉** P15



☐ **従業員の退職**
従業員に対する退職金の支払いなどへの備えに ▶ **養老生命共済〈福利厚生プラン〉** P17

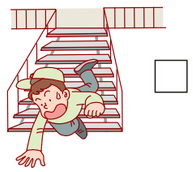

☐ **労務管理**
従業員が就農不能となったときの見舞金の支払いなどへの備えに ▶ **生活障害共済（働くわたしのささエール）** P4
労働災害による従業員に対する賠償への備えに ▶ **損害保険**（一般的な商品のご紹介となります） P21



☐ **休業**
火災や食中毒などにより休業したときの売上の減少への備えに ▶ **損害保険**（一般的な商品のご紹介となります） P21



☐ **顧客情報漏洩**
顧客情報の漏洩による賠償への備えに ▶ **損害保険**（一般的な商品のご紹介となります） P21



☐ **貸倒れ**
取引先が倒産し、代金が回収できないときへの備えに ▶ **損害保険**（一般的な商品のご紹介となります） P21



☐ **収入・収穫量減少**
災害などで収入や収穫量が減少したときへの備えに ▶ 参考 **国のセーフティーネット**（さまざまなリスクに対応した制度・共済） P22

その他に気になるリスクがありましたら、お近くのJAにご相談ください。

個人農業者　農業法人

終身共済

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ご自身が万一のときのご家族の生活資金などへの備えに

Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。

Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第１級後遺障害の状態も保障します。

Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

ご契約例　30歳加入　主契約　共済金額 200万円　共済掛金払込終了年齢 60歳
特　約　定期特約 800万円　災害給付特約 500万円　災害死亡割増特約 500万円　指定代理請求特約

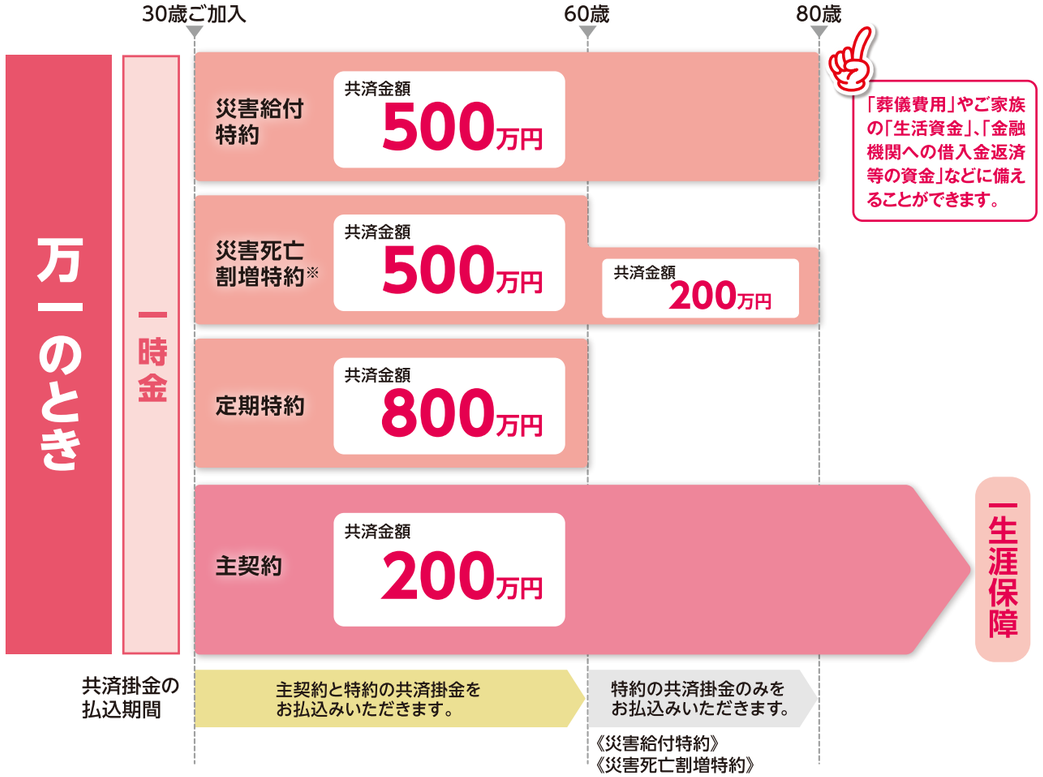

※主契約の共済掛金の払込期間満了日の翌日以後において、この特約の共済金額が主契約の共済金額を超える場合は、主契約の共済金額に相当する額に減額されます。

災害給付特約・災害死亡割増特約	災害や所定の感染症による死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態の場合にお支払いします。また、災害給付特約は災害による所定の第2級～第10級の後遺障害の状態の場合にも、程度に応じて共済金（共済金額の80%～5%）をお支払いします。 ・災害を原因とする共済金は、災害を受けた日以後200日以内に所定の事由に該当した場合にお支払いします。
指定代理請求特約	受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。

●「万一のとき」とは、死亡・所定の第１級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。
●主契約・定期特約の共済掛金払込みは60歳まで、災害給付特約・災害死亡割増特約の共済掛金払込みは80歳までとなります。

働くわたしのささエール 生活障害共済

定期年金型　個人農業者
一時金型　個人農業者　農業法人

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

病気やケガにより就農不能となったときの収入の減少などへの備えに

Point 1 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。

Point 2 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。

Point 3 ニーズに合わせてプランを選べます。



ご契約例　定期年金型　30歳加入　65歳満了
主契約　共済金額（定期年金額）120万円
特　約　指定代理請求特約

ご契約例　一時金型　30歳加入　65歳満了
主契約　共済金額 300万円
特　約　指定代理請求特約

継続的にささえるプラン（定期年金型）

継続的な収入減・支出増に備えることができます。

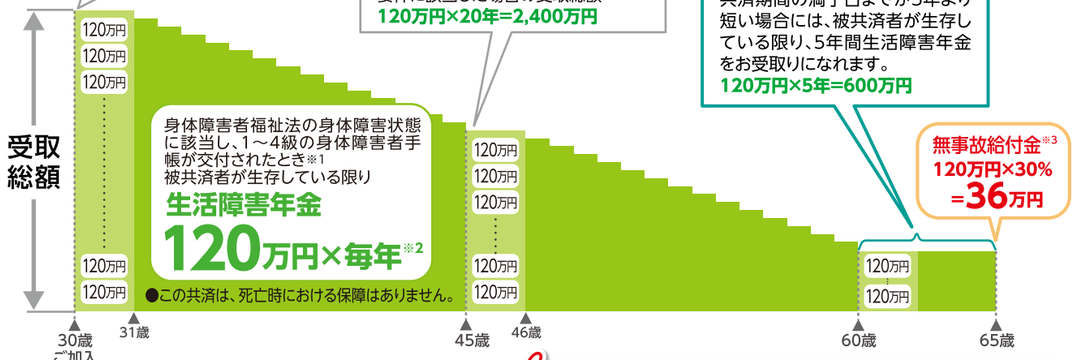

一時的な支出増に備えることができます。また、共済金受取人を法人、被共済者を役員・従業員とすることにより、法人として役員・従業員への見舞金などに備えることができます。

まとまったお金でささえるプラン（一時金型）



※1 複数の重複する障害に該当し、身体障害者手帳制度上、上位等級に認定されたことによって、1～4級の身体障害者手帳が交付された場合も含みます。
※2 共済期間の満了日までまたは第1回生活障害年金支払日以後5年間のいずれか長い期間。
※3 第1回生活障害年金の支払いがなく、共済期間の満了まで被共済者が生存されているときは、無事故給付金として共済金額の30%（この契約例の場合、36万円）をお受取りになれます。

身体の障害の程度と認定の可能性がある障害等級のイメージ

糖尿病（網膜症）による著しい視力低下・失明



1～4級

心臓の機能の障害による日常生活の著しい制限



1～4級

喉頭がんにより喉頭を摘出し、音声機能または言語機能を喪失



3級

- 参考情報としてご覧ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページ等にて「身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）」をご参照ください。
- 認定される障害等級は障害の程度によって異なります。
- 2023年1月末現在の法令等にもとづきます。

ご注意ください！

●支払事由にかかる法令等の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、その承認を受けて定めた日から将来に向かって支払事由を変更することがあります。
●共済金等のお支払いは、その原因となる傷病等が責任開始時（復活の場合は、最後の復活により責任が再開したとき）以後に生じた場合に限ります。
●この共済には、解約時の返れい金はありません。

農作業中傷害共済
記名被共済者限定特約なし 個人農業者
記名被共済者限定特約あり 個人農業者 農業法人

特定農機具傷害共済
個人農業者 農業法人

必ずお読みください
この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

農作業中・農機具使用中のケガによる入院費用や通院費用などへの備えに

Point スピーディーに共済金をお支払いします。

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます。



農作業中傷害共済

記名被共済者またはその家族や雇用されている方が、農作業中の事故によりケガをされたり、死亡されたりした場合に共済金をお支払いします。

1 保障の対象になる方（被共済者）の年齢は99歳までとなっています。

2 記名被共済者限定特約を付加いただくことで、集落営農・農業法人のオペレーターなどの農業従事者を個々に保障することができます。

記名被共済者限定特約なし※
1農家単位で保障
被共済者：記名被共済者、家族、雇用されている方

記名被共済者限定特約あり
農業従事者を個々に保障
被共済者：記名被共済者、記名被共済者

※法人の代表者が記名被共済者となる契約はご加入いただけません。

特定農機具傷害共済

ご契約時に指定された農機具によって生じた事故により、その農機具を使用された方がケガをされたり、死亡されたりした場合に共済金をお支払いします。

1 保障の対象になる方（被共済者）の年齢に制限はありません。

2 保障の対象になる方（被共済者）はその農機具の使用によりケガなどをされた方となりますので、ご契約時に指定する必要はありません。



ご契約の対象となる農機具（例）
●乗用トラクター ●歩行用トラクター ●田植機 ●自脱型コンバイン ●自走式スピードスプレヤー ●草刈機 ●脱穀機 ●乾燥機 ●精穀（米）機 など

参考

農作業などの業務上等のケガや死亡等に対する保障には、国の制度である労働者災害補償保険（以下、労災保険といいます）があります。労災保険では、個人・法人にかかわらず、原則として従業員を1人でも雇い入れたときは強制適用事業所となり、事業主は労働基準監督署に届出をしなければなりません。ただし、農業において従業員を雇用する場合の適用は、右記のとおりとなります。

①個人経営は雇用5人未満の場合は任意適用事業所
②法人経営は1人以上雇用すれば強制適用事業所

また、労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としています。しかし、労働者でない農業経営者および家族労働者であっても、労働者と同様な作業をしており、その作業の実態等からみて、特に労働者に準じて保護する必要があると認められる者に対して、特別加入制度が設けられています。

医療共済 メディフル
個人農業者 農業法人

必ずお読みください
この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

病気やケガによる入院費用などへの備えに

Point 1 日帰り入院※1から、まとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

Point 2 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。

Point 3 健康を維持した場合に健康祝金が受け取れます。
＊健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

ご契約例 加入年齢：30歳 主契約 共済金額：30万円 共済期間：終身 共済契約の型：4回型 共済掛金払込終了年齢：99歳 先進医療保障：あり
特約 指定代理請求特約

農作業中のケガに加え、農作業中以外のケガや病気にも備えることができます。

30歳ご加入

【4回型・終身保障】

病気または災害で

入院をされたとき
治療保障
治療共済金 1回あたり **30万円** ※2※3［1回の入院につき1、30、60、90日目ごと］
［お支払例］30万円 30万円 30万円 30万円 90日間入院をされた場合（1日目 30日目 60日目 90日目）
総受取額 **120万円**

先進医療を受けられたとき※4
先進医療保障
先進医療共済金 1回あたり **技術料相当額**（通算2,000万円まで）※5
先進医療一時金 1回あたり **先進医療共済金の額×10%**（上限30万円）

一生涯保障

このプランには、下記の特約と制度も含まれています。

指定代理請求特約	受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求できる特約です。
共済掛金払込免除制度	病気・災害により所定の状態になられた場合、以後の共済掛金はいただきません。

プランの選択 ご希望に合わせて保障内容が選べます。 は、上記ご契約例のプランです。

共済期間※6	終身		80歳満了		10年更新				
共済契約の型	1回型		4回型		7回型				
共済掛金払込終了年齢・期間※7	99歳	80歳	75歳	70歳	65歳	60歳	55歳	50歳	10年

手術・放射線治療保障	あり	なし
入院時諸費用保障	あり	なし
先進医療保障※8	あり	なし
健康祝金支払特則	あり	なし

健康祝金支払特則※9
ご契約後、被共済者が3年ごとに生存され、治療共済金が支払われた入院をされなかった場合は、共済金額の30%の額※10の健康祝金をお支払いします。

［お支払例］ご契約例のプランに健康祝金支払特則を付加した場合
健康祝金 9万円 健康祝金 9万円 ~~健康祝金 9万円~~ 健康祝金 9万円
治療共済金 30万円
健康 健康 入院 健康
契約日 3年 3年 3年 3年 共済掛金払込期間満了まで

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
※2 お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。
※3 治療共済金の通算支払限度回数は、共済期間を通じて100回となります。治療共済金を100回お支払いした場合、ご契約は消滅します。また、手術・放射線治療保障のあるご契約、入院時諸費用保障のあるご契約および先進医療保障のあるご契約である場合についても、同様にご契約は消滅します。
※4 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。
※5 先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合は技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。
※6 ご選択いただける共済期間は、加入年齢によって異なります。
※7 ご選択いただける共済掛金払込終了年齢・期間は、加入年齢、共済期間によって異なります。
※8 他に先進医療保障のある共済契約にご契約いただいている場合、重複して先進医療保障のある医療共済にご加入いただくことはできません。
※9 共済契約者が法人である場合は、健康祝金支払特則付医療共済にご加入いただくことはできません。
※10 転換契約・乗換契約の場合、払込部分の共済金額の30%に相当する額となります。

ご注意ください！
●この共済には、解約時の返れい金はありません。

個人農業者　農業法人

建物更生共済

むてきプラス　建物　特定建築物

農業用施設の火災　や自然災害による損壊などへの備えに

JAの建物更生共済むてきプラスは、火災はもちろん地震を含む自然災害など、さまざまな損害に対する幅広い保障で、農業用施設等をしっかり守ります。

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

建物とは?

基礎工事が施されていて、外壁・柱・小屋組・はり・屋根等の主要構造部をすべて備えている建築物をいいます。

特定建築物とは?

外壁が一部ないかまったくないため建物には該当しない、畜舎・堆肥舎・倉庫・農作業場等の建築物のことをいいます。

Point 1 自然災害に手厚い保障で安心!

台風や洪水、地震など、農業経営に大きな影響を与える自然災害にもしっかりした保障内容で備えられます。

Point 2 満期共済金を受け取れます!

保障期間満了時には満期共済金をお受取りになれますので、農業用施設の補修等に活用できます。

Point 3 災害によるケガなども保障!

ご契約された建物などについて発生した火災等や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。

Point 4 災害によるいろいろな出費も安心!

火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。万一のときに心強い保障が魅力です。

※自然災害の場合は、風災・ひょう災・雪災・水災に限ります。

Point 5 全国をカバーする安心の損害調査体制!

大規模自然災害発生時に、迅速かつ適正な調査・査定を行う自然災害損害査定員等が全国に53,278名!※東日本大震災においては全国から延べ2,375名の自然災害損害査定員等を動員しました。

※令和4年4月現在

建物更生共済むてきプラス 建物 特定建築物 の保障

●お支払いには所定の条件があります。●共済掛金の全部または一部を必要経費または損金に算入できます。

風水災等共済金

保障の対象となる災害

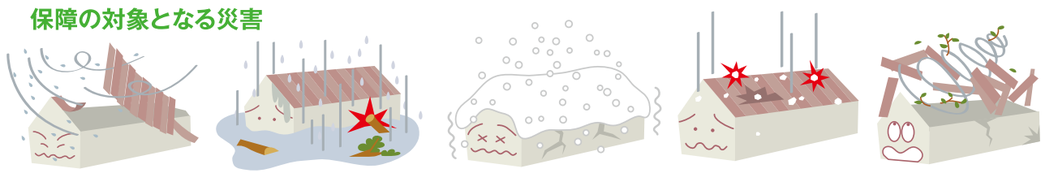

台風・暴風雨　洪 水　豪 雪　ひょう　竜 巻

地震共済金

保障の対象となる災害



地 震　地震による津波　火山の噴火または爆発

※地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。
※地震などの場合、損害の額×50%が限度となります。

火災共済金

保障の対象となる災害

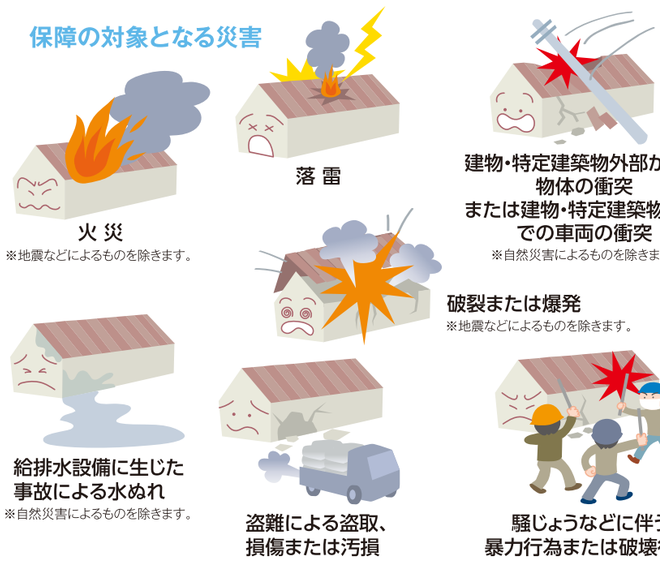

火 災
※地震などによるものを除きます。

落 雷

給排水設備に生じた事故による水ぬれ
※自然災害によるものを除きます。

盗難による盗取、損傷または汚損

建物・特定建築物外部からの物体の衝突または建物・特定建築物内部での車両の衝突
※自然災害によるものを除きます。

破裂または爆発
※地震などによるものを除きます。

騒じょうなどに伴う暴力行為または破壊行為

さらに手厚い保障!

損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。

※火災共済金額×20%が限度です。

盗難再発防止費用共済金

盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします。

※火災共済金の支払事由に該当した場合に限ります。
※共済期間中に1回を限度とします。

傷害共済金

火災等や自然災害によるケガも幅広く保障します。

ご契約された建物・特定建築物について発生した火災等や自然災害によって、ご家族や使用人の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。



満期共済金

満期時には満期共済金をお受取りになれます。

火災共済金や風水災等共済金と一緒にお支払いする「費用共済金」について

臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

火災共済金・風水災等共済金の額×10%または30%

※1回の事故につき、1建物・1特定建築物について250万円が限度です。

特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

火災共済金額×10%

※1回の事故につき、1建物・1特定建築物について200万円が限度です。

残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。

残存物とりかたづけ費用の額

※1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%が限度です。

その他の「費用共済金」について

水道管凍結修理費用共済金

建物・特定建築物の専用水道管について、凍結によって破損が生じたときに、専用水道管を復旧するために要する額をお支払いします。

水道管凍結修理費用の額

※1回の事故につき、10万円が限度です。

ご契約できる農業用施設等（例）

- 事務所
- 倉庫
- 農作業場
- ガラス温室
- 畜舎
- 堆肥舎

など

ご契約できない農業用施設等（例）

- 増改築中の施設
- ビニールハウス

など

建物更生共済

むてきプラス

家財 個人農業者

営業用什器備品 個人農業者 農業法人

現金や預貯金　証書の盗難などへの備えに

JAの建物更生共済むてきプラス「家財」「営業用什器備品」は、火災や地震を含む自然災害だけでなく、通貨や預貯金証書の盗難の場合にも保障します。

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

家財とは?

日常生活において用いられる、家具・衣類・身のまわり品・電気器具・寝具等、家庭生活を営むうえで必要な物品をいいます。

※個人所有で農業者の自家生産に用いられる農業用機械器具は家財として取り扱います。

以下のような建物に収容される家財についてご契約いただけます。

●住宅 ●住宅兼納屋 ●住宅に付属する納屋

営業用什器備品とは?

業務上の必要性から使用または所持されている物品をいいます。

以下のような建物に収容される営業用什器備品についてご契約いただけます。

●事務所 ●店舗 ●住宅に付属しない納屋

Point 1 自然災害に手厚い保障で安心!

Point 2 満期共済金を受け取れます!

Point 3 災害によるケガなども保障!

Point 4 災害によるいろいろな出費も安心!

Point 5 全国をカバーする安心の損害調査体制!

Point 6 通貨や預貯金証書の盗難の場合も保障!

建物更生共済むてきプラス 家財 営業用什器備品 の保障

●お支払いには所定の条件があります。 ●共済掛金の全部または一部を必要経費または損金に算入できます。

風水災等共済金

保障の対象となる災害



台風・暴風雨　洪 水　豪 雪　ひょう　竜 巻

地震共済金

保障の対象となる災害



地 震　地震による津波　火山の噴火または爆発

※地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。
※地震などの場合、損害の額×50%が限度となります。

火災共済金

保障の対象となる災害

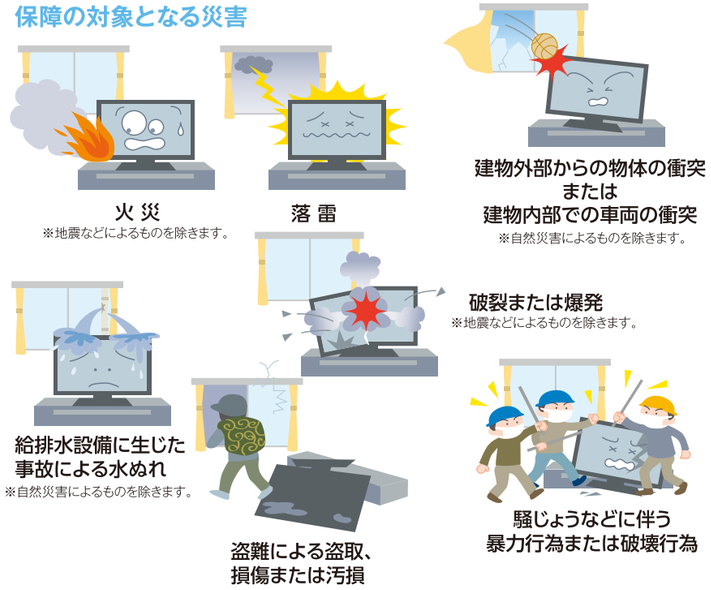

火 災
※地震などによるものを除きます。
落 雷
建物外部からの物体の衝突または建物内部での車両の衝突
※自然災害によるものを除きます。
破裂または爆発
※地震などによるものを除きます。
給排水設備に生じた事故による水ぬれ
※自然災害によるものを除きます。
盗難による盗取、損傷または汚損
騒じょうなどに伴う暴力行為または破壊行為

さらに手厚い保障!

損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。

※火災共済金額×20%が限度です。

盗難再発防止費用共済金

盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします。

※火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合に限ります。
※共済期間中に1回を限度とします。

ドアロック交換費用共済金

ドアの鍵に盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、ドアの錠の交換に必要な費用をお支払いします。

※火災共済金または持ち出し家財共済金の支払事由に該当した場合に限ります。
※1回の事故につき、5万円が限度です。

火災共済金や風水災等共済金と一緒にお支払いする「費用共済金」について



臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

火災共済金・風水災等共済金の額×10%または30%

※1回の事故につき、1建物について250万円が限度です。

特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

火災共済金額×10%

※1回の事故につき、1建物について200万円が限度です。

残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。

残存物とりかたづけ費用の額

※1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%が限度です。

通貨等盗難共済金

通貨または預貯金証書が盗難によって損害を受けたときにお支払いします。

※共済証書記載の建物内での盗難に限ります。

預貯金証書の盗難の場合には、以下の2つの条件を要します。

(1) 共済契約者または被共済者が盗難を知った後ただちに預貯金先に被害届けを出したこと。
(2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

【限度額】
通貨の場合：30万円または火災共済金額のいずれか低い額
預貯金証書の場合：300万円または火災共済金額のいずれか低い額



傷害共済金

火災等や自然災害によるケガも幅広く保障します。

発生した火災等や自然災害によって、ご契約された家財・営業用什器備品が損害を受け、それが原因でご家族や使用人の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

満期共済金

満期時には満期共済金をお受取りになれます。

建物更生共済むてきプラス 家財 の保障

持ち出し家財共済金

一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で火災等によって損害を受けた場合にお支払いします。

※自転車や原動機付自転車などの盗難による損害を除きます。

【限度額】
100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額

個人農業者　農業法人

自動車共済

農業用の自動車の　事故による賠償やケガ、修理などへの備えに

JAの自動車共済は、充実した保障と　独自の割引制度で、農業用の自動車の事故による損害をトータルで保障します。

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済は、安心の充実保障をおすすめします。

おすすめパターン

●各保障項目については、一定条件のもと必要なものをお選びいただくこともできます。
●お支払いには所定の条件があります。　●共済掛金の全部または一部を必要経費または損金に算入できます。

ご契約の対象となる農業用の自動車（例）

●軽トラック　●トラクター（歩行型を含む）　●自走式の草刈機　●運搬車
●植付機　●収穫機　●農業用薬剤散布車　など

※季節農業用自動車保障特約の保障の対象となるのは、所定の植付機・収穫機・農業用薬剤散布車となります。

相手方への保障

ご契約のお車で「他人を死傷させた」ときや、「他人の車やモノを壊した」ときに発生した損害賠償責任を保障します。

対人賠償（無制限）

他人を死傷させたときの賠償



対物賠償（無制限）

他人の車やモノを壊したときや、車の線路への立入り等により電車などを運行不能にしたときの賠償



対物超過修理費用保障

相手自動車の修理費が、時価額より高くなった場合に、その超過分について過失割合に応じた額を、1回の対物事故における相手自動車1台につき50万円を限度にお支払いします。

※6か月以内に相手自動車を修理する場合に限ります。

ご自身とご家族の保障

自動車事故によって「ご自身」や「ご家族」、「ご契約のお車に搭乗中の方」などが死傷されたときに保障します。



自動車事故によって死傷された場合の2つの保障

人身傷害保障

治療費や通院費などを含め、実際に被った総損害額をあらかじめ定めた金額の範囲内で保障します。

傷害定額給付保障

あらかじめ定めた額を迅速にお支払いします。

こんなときも　歩行中など車外での自動車事故も保障します。

※原則として、被共済者限定特則が適用されている場合を除きます。

お車の保障

「自動車事故でご契約のお車が壊れた」ときや「盗難、台風などの被害にあわれた」ときに保障します。



車両保障（全損害担保）

相手自動車との衝突・接触、ご自身単独での事故やあて逃げ、台風などの自然災害、盗難など、幅広い範囲のお車の損害を保障します。また、保障範囲を限定した車両損害限定特約もご用意しています。

車両諸費用保障特約

事故または故障によって必要となる代車費用等、さまざまな費用を保障します。

※1農耕作業用大型・小型特殊自動車、農業用小型特殊自動車等については、車両諸費用保障特約をお選びいただくことはできません。
※2故障には、ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗による不具合等は含みません。

JA共済ならではの特約で、季節農業用自動車をまとめて保障します。

JA共済オリジナル

季節農業用自動車保障特約

所定の植付機・収穫機・農業用薬剤散布車での事故により法律上の損害賠償責任を負った場合や、自損事故により死傷された場合に、共済金をお支払いします。

※トラクター、草刈機、運搬車等、対象農業用自動車に含まれないお車もあります。詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。

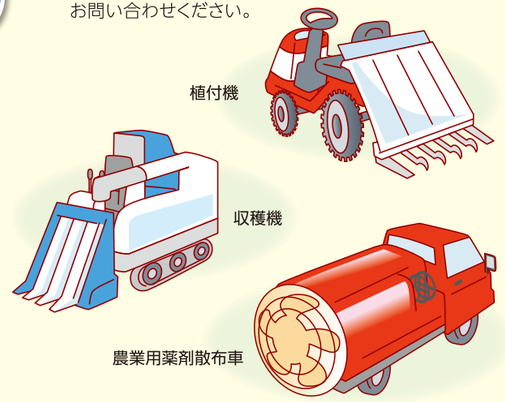

JA共済ならではの割引などで、おトクにご加入いただけます。

JA共済オリジナル

農業用貨物車割引

正組合員（個人）、もしくはその同居の親族がご契約される、農業用として使用する自家用軽貨物自動車、自家用小型貨物自動車、自家用普通貨物自動車（0.5トン以下）、自家用普通貨物自動車（0.5トン超2トン以下）などに対して、共済掛金が10%割り引かれます。

共済掛金 10%割引

JA共済オリジナル

農業用安全自動車割引

ご契約のお車が、農研機構※が行う安全性検査に合格した所定の農業用自動車（乗用トラクター、田植機、自脱型コンバインなど）の場合は、共済掛金が9%割り引かれます。

※国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構の略称となります。

共済掛金 9%割引

自賠責適用除外車対人賠償特約

自賠責共済（保険）契約の加入が任意となっている構内専用車について、自賠責共済契約等に未加入の場合であっても、自賠責共済契約等から支払われるべき金額を差し引かずに保障します。

自賠責共済契約等から支払われるべき金額を

差し引かずに保障

※割引の適用には所定の条件があります。

頼れる各種サービス

JA共済の安心サービス

フリーダイヤル安心サービス　24時間365日受付

【自動車事故等の場合には】
JA共済事故受付センター　0120-258-931（ジコはクミアイ）

【レッカー移動や故障時の応急対応が必要な場合には】
JA共済サポートセンター　0120-063-931（レッカーロードサービスはクミアイ）

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。
※JAの営業時間内は、ご加入先のJAまでご連絡ください。

事故対応窓口

全国 約2,530か所

損害調査サービス担当者

全国 約4,750人

※令和4年4月1日現在

JA共済アプリ

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで！
もしものときの連絡もアプリから！くらしに役立つコンテンツも満載！

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合はご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。

- レッカーサービス　24時間安心サービス
- ロードサービス　24時間安心サービス
- 夜間休日現場急行サービス
- 夜間休日初期対応サービス
- 休日契約者面談サービス

※各種サービスのご利用条件、提供範囲など、詳細については「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
※農耕作業用大型・小型特殊自動車、農業用小型特殊自動車等については、レッカー・ロードサービスの対象外となります。

特割契約 自動車を10台以上お持ちの方 に、とてもお得な「特割契約」をおすすめします!

必ずお読みください
この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

特割契約とは



同一の共済契約者が所有し、かつ使用または管理する自動車※1について、共済責任の始期および終期が同一で、共済期間を1年とするJAの自動車共済に10台以上※2ご加入いただいた場合に、所定の期間の事故実績にもとづく割増・割引率を適用する契約を「特割契約」といいます。

※1「所有し、かつ使用または管理する自動車」とは、自動車検査証の「所有者欄」「使用者欄」とも「ご契約者さま」の自動車のことです。
※2 自動車には、二輪自動車・原動機付自転車を含み、合計が10台以上の場合をいいます。

「特割契約」にご加入いただくためには

「特割契約」にご加入いただくためには、所定の期間の事故実績にもとづいた割増・割引率を決定する必要があります。そのため、「特割契約」にご加入される前の契約は「**損害保険会社のフリート契約**」※3もしくは「**JAの資格審査契約**」※4である必要があります。上記のいずれでもない場合は、「特割契約」の前に「JAの資格審査契約」にご加入いただくことになります。

※3 保険契約者が所有し、かつ、自ら使用する自動車について、総保有台数が10台以上ある場合の損保契約をいいます。
※4「特割契約」で適用する割増・割引率を算出するために、「特割契約」へ移行する前に締結する契約です。JA共済における自動車共済の契約台数が10台以上になった場合に締結します。



比べてください!「特割契約」と通常契約

特割契約	共済掛金を割増・割引する仕組みが大きく異なります。	通常契約
記名被共済者（共済契約者）単位	割増・割引率の適用単位	自動車1台単位
ご契約の自動車全体の損害率※5に応じて決定※6	割増・割引率の決定方法	1台ごとの事故件数に応じて決定（等級制度）
ご契約のすべての特割契約 最大58.5%割増 最大86.4%割引	割増・割引率の範囲	ご契約の自動車の等級・事故有係数に応じて1台ごとに 最大164.0%割増 最大63.0%割引
ASV割引※7	各種割引の適用	ASV割引を含めたその他割引（長期優良契約割引など）が適用可能

※5 お払込みいただいた共済掛金に対するお支払いした共済金の比率をいいます。
※6 割増・割引率の適用単位が記名被共済者（共済契約者）単位であり、ご契約の自動車全体の損害率によっては、全体の共済掛金が高くなることがあります。
※7 ASV割引以外の各種割引（自賠責共済セット割引、新車割引等）の適用はできません。

Point 1 共済掛金が最大86.4%割引!

損害率が低い場合、共済掛金が割引となり、1年間で進行する最大の割引率は契約台数に応じて、14.2%～33.6%となります。また、契約台数にかかわらず、割引率は最大86.4%まで到達します。

●「特割契約」では、ご契約の自動車1台ごとに割増・割引率を適用するのではなく、成績計算期間（原則1年間）※8の事故実績にもとづき、すべての自動車に同一の割増・割引率を適用し、最大86.4%の割引が可能となります。※9

※8「損害保険会社のフリート契約」から移行する場合、「特割契約」の2年目に対する成績計算期間は6か月間となります。また、「JAの資格審査契約」から移行する場合、「特割契約」の1年目に対する成績計算期間は6か月間となります。
※9 事故実績によっては共済掛金が高くなることがあります。

「特割契約」における共済掛金の算出方法

例 特別割増・割引率決定の流れ（損害保険会社のフリート契約から移行する場合）

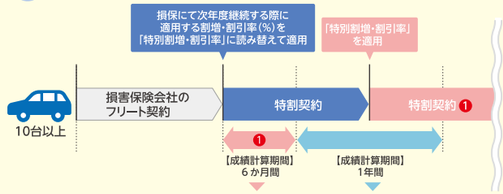

成績計算期間における事故実績にもとづいて算出した「特別割増・割引率」を、次年度の契約に適用します。

例 特別割増・割引率決定の流れ（JAの資格審査契約から移行する場合）

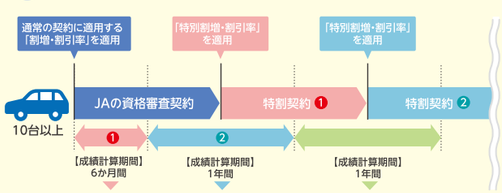

成績計算期間における事故実績にもとづいて算出した「特別割増・割引率」を、次年度の契約に適用します。

Point 2 新たに取得した自動車も、初めから共済掛金が割安!※10

ご契約中、自動車を新たに取得した場合、既に適用している割引率（割増率）でスタートします。

●ご契約中、自動車を取得し、新たに共済契約を締結する場合、通常契約では6～7等級からのスタートとなりますが、「特割契約」では既契約に適用している割増・割引率でスタートします。

※10 すでにご加入のご契約に割増率が適用されている場合等、共済掛金が高くなる場合があります。

「特割契約」と通常契約の違い

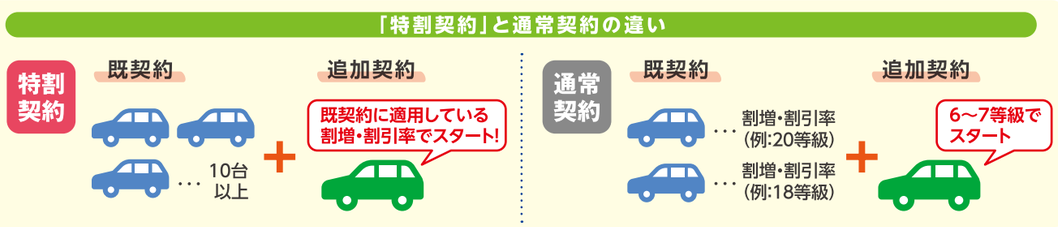

Point 3 新たに取得した自動車も、その日から保障可能な「全車両一括保障特約」が付加できます!

「全車両一括保障特約」を付加すると、自動車を新たに取得した場合、取得日から自動的に保障が開始されます。

●「全車両一括保障特約」とは、ご契約者さまが「所有し、かつ使用または管理する自動車」を、一括して保障するものです。共済期間の途中で新たに取得された自動車もあらかじめ設定した保障内容で漏れなく保障されます。

特長❶ 共済期間の途中で新たに取得された自動車に対する保障漏れの心配がありません。
特長❷ ご契約いただいている自動車の管理が容易になります。
特長❸ 増車または減車された際の共済掛金のご精算は日割計算です。
特長❹ 増車、減車についての申込手続きを事後にまとめて行うことができます。

農業法人

定期生命共済

トップマン［経営者タイプ］

経営者が万一のとき の事業継続・承継資金などへの備えに

JA共済のトップマン［経営者タイプ］は、事業保障資金の確保などを図るプランです。

「定期生命共済」に加入することにより、経営者のみなさまが万一のときの

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

定期生命共済 トップマン［経営者タイプ］ のメリット

定期生命共済（更新型）
定期生命共済（90・99歳満了型）

1 大型保障が、会社を守ります。

万一のときも、大型保障により、借入金返済資金等の事業継続・承継資金として活用いただけます。

2 共済掛金は、損金算入できます。

ご契約者および死亡共済金受取人が法人の場合、最高解約返れい率※等に応じて共済掛金の全額または一部が、損金算入（支払保険料）可能です。

※共済期間を通じた解約返れい率の最高値をいいます。

3 退職慰労金の準備ができます。

経営者や役員の方の努力に報いる勇退退職慰労金。事前の財源確保により、支払時にも経営を圧迫させません。

※従事分量配当制の農業法人では役員退職慰労金が損金として認められない場合があります。

4 運転資金としても活用できます。

取引先の倒産など、事業環境の急変で資金調達が必要になった場合、「共済証書貸付」が利用できます。経営者の心強い味方となります。

「トップマンプラン」とは、ご契約者・死亡共済金受取人が法人の契約をいいます。

万一のとき

災害や病気で死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態になられた場合に、共済金をお受取りになれます。

共済掛金払込免除制度

災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態または所定の疾病重度障害状態となった場合には、以後の共済掛金（特約を含む）はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

解約返れい金のお支払いについて

ご解約のときは、共済掛金積立金に相当する額の解約返れい金をお支払いいたします。ただし、解約返れい金の額がお払込みいただいた共済掛金の合計額より少なくなることや、まったく解約返れい金をお支払いできないこともあります。

すべての共済金・解約返れい金は、一度法人が受け取ることになります。
法人が受け取る共済金等は、法人税・住民税・事業税などの対象となります。
法人は、この共済金等を勇退退職慰労金、死亡退職慰労金などとして被共済者などに支給することができます。
※後遺障害による共済金は、法人が受け取る場合、非課税とはなりません。

ご存じですか？ 経営者に必要な資金



経営者・役員のみなさまが万一のときや
勇退されるときには、高額の資金が必要となります。
しっかりと備えておくことが、経営の安定につながります。

必要な資金の額 ＝ 事業保障資金 ＋ 勇退退職慰労金 または 死亡退職慰労金 ＋ 弔慰金（万一のとき）

事業保障資金

経営者の信用の裏付けとして、社会的責任として、経営規模に応じた金額が必要です。

事業保障資金 ＝［金融機関からの借入金額 ＋ 取引先への買掛金額］×1.4※＋ 従業員の年間給与総額

※ 1.4倍するのは、共済金に対する法人税等の納税資金を確保するためです。1.4倍は、法人税等の実効税率を29.74%とした場合の数値です。なお、法人税等の実効税率については、2023年1月末現在の法令等にもとづくものです。

勇退退職慰労金または死亡退職慰労金

多額におよぶ勇退退職慰労金・死亡退職慰労金は、経営を圧迫させないために事前の準備が必要です。

勇退退職慰労金または死亡退職慰労金※1 ＝ 最終報酬月額 × 役員通算在任年数 × 功績倍率※2

※1 役員退職慰労金のうち、適正な部分の金額は損金となりますが、不相当に高額な部分の金額は損金不算入となります。相当額の計算には、上の算式が一般的に用いられています。また、相続人が受け取った死亡退職慰労金には、500万円×法定相続人の数 の相続税の非課税枠があります。

※2 功績倍率は、通常、取締役会または株主総会で決定されます。
参考：役位別の功績倍率の平均　社長…2.8　専務…2.4　常務…2.2
㈱エフピー教育出版「令和元年　企業経営と生命保険に関する調査」

弔慰金

経営者や役員の方の万一に備えて、弔慰金の準備もおろそかにできません。

業務上の死亡の場合

弔慰金 ＝ 最終報酬月額 × 36か月

業務外の死亡の場合

弔慰金 ＝ 最終報酬月額 × 6か月

※相続人等が受け取った弔慰金は、上記により算出した金額まで相続税が非課税となります。

農業法人

養老生命共済

福利厚生プラン

従業員に対する 退職金の支払いなどへの備えに

JA共済の福利厚生プランは、「養老生命共済」 に加入することにより、役員・従業員の福利厚生制度の充実と退職金財源の確保を図るプランです。

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

福利厚生プランの仕組み

福利厚生プランは、役員・従業員の方々全員に養老生命共済にご加入いただきます。
死亡共済金受取人を遺族とすることにより福利厚生制度の充実を図り、
また、満期共済金受取人を法人とすることにより退職金の財源を確保するプランです。

契約形態

契約者	被共済者	共済金受取人	
		満期共済金	死亡共済金
法 人	役員・従業員の全員	法 人	役員・従業員の遺族

共済期間 原則として、各役員・従業員の退職時期に合わせます。

仕 組 図

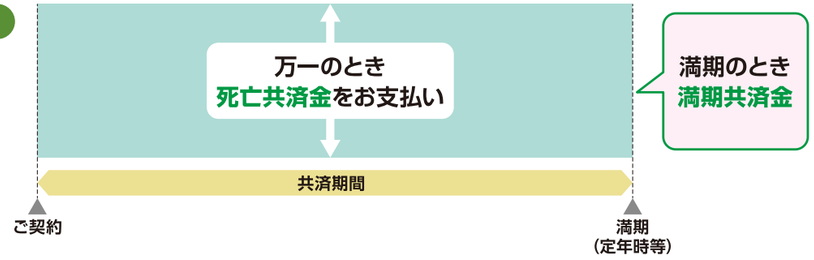

福利厚生プランの効果

- 役員・従業員の万一のときの保障
- 役員・従業員の退職金財源の確保



福利厚生プラン導入のメリット

メリット1 役員・従業員が万一の場合、共済金が遺族へ支払われます。

業務内・業務外を問わず、役員・従業員が万一の場合に共済金が遺族に直接支払われますので、役員・従業員の福利厚生制度の充実が図れます。

メリット2 退職金財源等として計画的な資金準備ができます。

法人が受け取る満期共済金や解約返れい金により、役員・従業員一人ひとりの計画的な退職金財源等の資金準備をすることができます。

メリット3 主契約共済掛金の2分の1を損金算入することができます。

共済掛金のうち主契約共済掛金の2分の1を「福利厚生費」として損金算入することができますので、法人税等の負担を軽減することができます。なお、特約共済掛金は全額損金算入できます。

●「万一の場合」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。



福利厚生プラン導入にあたっての留意点

福利厚生プランの共済掛金を損金算入するためには、左記 契約形態 を踏まえたうえで、次の点に留意することが必要です。

チェックポイント1 役員・従業員の全員を対象としていますか？※1 → NO

YES

チェックポイント2 共済金額が一律でない場合、それは合理的に決定されていますか？※2 → NO

YES

チェックポイント3 役員・従業員の大部分が同族関係者ですか？※3 → YES

NO

チェックポイント4 役員・従業員の採用、中途退職に合わせて、新規加入、解約等を適宜、行っていますか？※4 → NO

YES

「福利厚生費」として共済掛金の2分の1を損金算入することができます。

「福利厚生費」としての損金算入はできません。
共済掛金の2分の1は被共済者に対する「給与」となります。



※1 原則として、役員・従業員の全員を対象とする必要があります。ただし、職種、年齢、勤続年数などの客観的な基準によって加入対象者を決定し、それが合理的であると判断される場合は、福利厚生費としての損金算入が認められることもあります。
※2 個々の役員・従業員の共済金額に差がある場合、職種、年齢、勤続年数などに応じた合理的な差であることが必要です。
※3 同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合は、同族関係者の2分の1損金部分は同族関係者に対する「給与」となります。
※4 常に、役員・従業員の全員を対象にする必要がありますので、役員・従業員を採用すれば共済契約に加入し、中途退職すれば共済契約を解約する必要があります。

なお、就業規則などで退職金規程を作成している場合で、退職金の準備方法について記載があり、養老生命共済に変更する場合は、その規程の変更および所轄労働基準監督署への届出が必要となります。

ファーマスト
農業者賠償責任共済

個人農業者
農業法人

農業者が負う賠償責任のリスクへの備えに

JAの農業者賠償責任共済「ファーマスト」は、農地・農業施設の不備や農作業上の過失による賠償責任をはじめ、生産物によって生じた賠償責任、保管物に対する賠償責任などを幅広く保障。安心して農業に取り組めるように力強くサポートします。

必ずお読みください

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

Point 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。

Point 2 農地面積と支払限度額にもとづく、分かりやすい共済掛金設定です。

Point 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。 ●お支払いには所定の条件があります。 ●共済掛金の全部または一部を必要経費または損金に算入できます。

① 施設賠償

農地や農業施設の不備による賠償責任を保障

- **観光農園**ではしごに不備があり、**お客様がケガ**をした。
- **直売所**で害獣駆除犬が暴れ、**お客様の車にキズ**をつけた。
- 誤って**排水路**を埋めつぶして、**他の農業者の作物が収穫不能**になった。



農作業上の過失による賠償責任を保障

- **草刈り作業中**に**草刈機**で小石をはねて、**他人の車にキズ**をつけた。
- **散布した農薬**が飛散して、**他の農業者の作物が出荷不能**になった。
- **ほ場内**で**トラクターの操作**を誤り、**隣家の塀に衝突して破損**させた。



② 生産物賠償

生産物によって生じた賠償責任を保障

- **直売所や観光農園**で**販売したジャム**が原因で、お客様が**食中毒**を起こした。
- **直売所**で販売した**加工品**に異物が混入していたため、お客様が**口の中にケガ**をした。

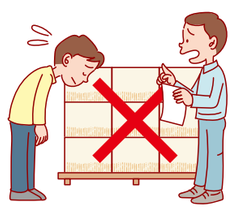

③ 保管物賠償

他人から預かった物に対する賠償責任を保障

- **他人から預かった**アルミ棚板を何者かに**盗難**された。
- **預かっていた**手押し耕運機を納屋で保管時に、**火災で焼失**した。
- **借用した発電機**をクレーンで移動中に、誤って**落下させて破損**させた。



④ 生産物回収費用

生産物賠償等にともないかかった回収費用を保障

- **加工・販売したジャム**に**金属片が混入**したことにより**お客様がケガ**をしたため、**同日の製造分を回収**した。
- 出荷した農作物から**基準値を超える農薬の残留**が発見されたため、**同時期の出荷品を回収**した。



支払限度額※1を3つのコースから選べます。

■ご契約を締結できる範囲

保障項目	支払限度額		
	3,000万円 コース	5,000万円 コース	1億円 コース
施設賠償責任条項＋生産物賠償責任条項※2	3,000万円	5,000万円	1億円
保管物賠償責任条項	300万円	500万円	1,000万円
生産物回収費用保障条項（生産物条項、残留農薬条項）	300万円※3	300万円※3	300万円※3

■共済掛金例（共済期間1年）　（2023年4月現在）

農地面積※4区分	支払限度額		
	3,000万円 コース	5,000万円 コース	1億円 コース
0.5ha未満	5,760円	6,500円	8,050円
0.5ha以上　1ha未満	6,950円	7,850円	9,720円
1ha以上　2ha未満	8,390円	9,470円	11,730円
2ha以上　4ha未満	10,120円	11,430円	14,150円
4ha以上　20ha未満	18,610円	21,010円	26,010円
20ha以上　50ha未満	48,280円	54,520円	67,490円
50ha以上　100ha未満	75,210円	84,920円	105,130円

※1 共済期間中の事故について支払う共済金の額の合計は、支払限度額を限度とします。 ※2 共済期間中の事故について支払う施設賠償責任条項と生産物賠償責任条項の共済金の額の合計額になります。 ※3 300万円のうち、広告宣伝活動等費用は75万円までになります。
※4 農業を目的として所有または管理する「田、畑（樹園地を含む）、採草放牧地、ため池、雑種地等、宅地、畜舎、温室その他農産物を生産するための施設が所在する土地」の面積の合計をいいます。

ご注意ください！

【共済掛金の払込方法・払込経路】
共済掛金は、全額を一時払いにてお払込みください。また、共済掛金の払込経路は、口座振替扱い、持参扱いからお選びいただきます。
（注）自動継続時の共済掛金の払込経路は口座振替扱いに限ります。

【満期共済金・割りもどし金】
この共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

【解約と解約時の払いもどし金】
ご契約を解約される場合は、組合までお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の共済期間のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金を払いもどし金としてお支払いする場合があります。詳細は組合までお問い合わせください。

一般的な損害保険のご紹介

個人農業者
農業法人

さらなるリスクに対応できる損害保険をご紹介します。

「労務管理」リスクに対応する保険



こんなときに備えることができます！

穀物保管施設での高所作業中に、従業員が転落、死亡した事故において、安全帯（命綱付きベルト）などの落下防止策を怠ったとして、使用者が管理責任を問われた。

労働災害による従業員に対する賠償責任を保障します。

「休業」リスクに対応する保険



こんなときに備えることができます！

加工場に置いてあった暖房器具から火災が発生し、加工食品の製造・出荷が数か月間ストップし、売上高が減少した。

農家レストランにおいて食中毒が発生し、保健所から営業停止処分を受け、営業を行うことができず売上高が減少した。

火災や食中毒などによって休業したことに伴う逸失利益を保障します。

「顧客情報漏洩」リスクに対応する保険



こんなときに備えることができます！

顧客情報を管理していたパソコンがコンピューターウイルスに感染し、顧客リストがネット上に流出してしまい、顧客から賠償金を請求された。

車上荒らしにあい、車内に置かれたままになっていた顧客名簿が盗まれてしまい、顧客に謝罪するための人件費が発生した。

管理する顧客情報が外部に漏れてしまった場合の賠償責任などを保障します。

「貸倒れ」リスクに対応する保険



こんなときに備えることができます！

農産物の販売先が倒産したため、売掛金が回収できなくなった。

取引先が倒産したことで、代金を回収できない場合の損害を保障します。

参考 国のセーフティーネットのご紹介

国による制度や共済も、いざというとき助けになります。

国のセーフティーネット



さまざまなリスクに対応した制度・共済があります！

「収入・収穫量減少」リスクに対応する制度・共済



台風による水稲の倒伏や浸水被害により品質低下と収穫量減少が生じ、収入が減った。

コロナ禍による花き需要の落ち込みで出荷量減少と価格低下が生じ、収入が減った。

夏の集中豪雨で畔が決壊し、水田が長時間冠水し、収穫量が半分となった。

収入保険

自然災害による収穫量減少、需給変動による価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少が起きた場合に補償します。

農業共済制度

災害によりその年の収穫量が平年の収穫量に比べて一定割合以上減少した場合に補填します。

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

コメ・麦・大豆等の収入額が標準的収入額を下回った場合に補填します。

野菜価格安定制度

対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、補給金を交付します。